

別表 1 (叙勲 I 類の代表例)

○ 団体役員

団体名	勤務課所等	職務
厚生関係の叙勲上の評価 対象となっている団体 看護協会 食品衛生協会 生活衛生同業組合 等	県の理事以上 (原則、副会長以上経験者)  ※市郡レベルの理事以上、おおむね 20 年以上ある ことが必要	10 年以上

○ 民生・児童委員

30 年以上従事した者であって、かつ、地区又は町村の民生委員協議会の会長、副会長又は市郡レベルの社会福祉協議会の理事等の役員歴のある者。

○ 社会福祉施設の長 (社会福祉法第 2 条に定める施設長)

第一種社会福祉施設 20 年以上、第二種社会福祉施設 25 年以上

別表 2 (叙勲Ⅱ類の代表例)

分野	勤務箇所	職務従事	年数
精神的又は肉体的に著しく 労苦の多い環 境において業 務に精励した 者	(1) ハンセン病療養所、結核療 養所、精神療養所、感染症指定 医療機関（伝染病又は一般病院 の伝染病棟）、若しくは精神科 病棟	看護師	20年以上
		看護助手、消毒夫、清掃夫（病棟の清掃 に従事する者に限る。）、洗濯夫（病原 体が付着した疑いのある物件の洗濯に 従事する者に限る。）、マッサージ指圧 師、理学・作業療法技術職員又はケース ワーカー	25年以上  (ハンセン病 療養所20 年以上)
	(2) 病院、療養所、研究所等	臨床・衛生検査技師、診療放射線技師又は これらの助手	20年以上
	(3) 知的障害児（者）施設、 肢体不自由児（者）施設、児童 自立支援施設、救護施設、重症 心身障害児（者）施設（病棟） 、進行性筋萎縮症児施設（病棟） ）又は特別養護老人ホーム	入所児（者）と起居を共にし、日常生活 の介護指導を行う保育士、介護職員、寮 母、指導員等	20年以上
看護師、看護助手、マッサージ指圧師又 は理学・作業療法技術職員  洗濯夫		25年以上	
人目につきに くい分野にあ って、多年にわ たり業務に精 励した者	(4) 児童養護施設、盲ろうあ児 （者）施設、養護老人ホーム等 の入所施設たる社会福祉施設で (3)以外の者	入所児（者）と起居を共にし、日常生活 の介護指導を行う保育士、介護職員、寮 母、指導員等	20年以上
		(5) 山間へき地に所在する医 療施設又は社会福祉施設（(3) 及び(5)に掲げる者を除く。）	医師 看護師 保育士、その他の専門職員
	(6) 山間へき地の町村	保健師、助産師	20年以上
	(7) 保育所	保育士	25年以上
	(8) 国又は医療法第31条に 規定する公的医療機関、若しく はこれに準ずる一般病院（(1) に掲げる者を除く。）	看護師（昼間勤務のみのものを除く。）	30年以上
		200床以上の病院で看護師長以上 の経歴を有する者	25年以上

(注1) 同種の職種で従事年数の基準が異なる勤務箇所2以上を歴任している場合は、それぞれの勤務箇所の従事年数を通算した年数をもって、その者の経歴のうち本表に掲げる従事年数が最も長い職に在職したものとして取り扱うこと。

例えば、児童養護施設に10年、知的障害児施設に12年勤務している保育士については、その通算従事年数（22年）が、児童養護施設の保育士の従事年数（20年）を超えていることから推薦して差し支えない。

(注2) 勤務箇所及び職務が本表に掲げるもの以外でその職務内容及び功績がこれに匹敵すると認められる者については、事前に協議すること。

なお、この場合は当該職務内容及び功績を具体的に記載した調書を添付すること。